

● 国立市総合基本計画 ●

第三期基本構想 第2次基本計画

資料3

いきいきとした 文化都市の創造をめざして

健康でいきがいのある地域づくり

〈平成13年〉



市民と創る21世紀のくにたち

2001年度
(平成13年度)

国
立
市

地域や関連機関との協力のもと子育ちを支援します。
保育園の待機児を減らします。

国立市の年少（14歳以下）人口は、2000（平成12）年1月1日現在で9,820人、総人口に占める割合は13.9%で、老年（65歳以上）人口割合とほぼ同じです。その推移を見ると、1975（昭和50）年をピークに年々減少し続けていましたが、1998（平成10）年を境に再び増加傾向にあります。しかし、依然として少子高齢の状態に変わりはありません。

少子高齢化、核家族化など社会環境や人々の意識の変化にともない、子育て負担感の増加や児童

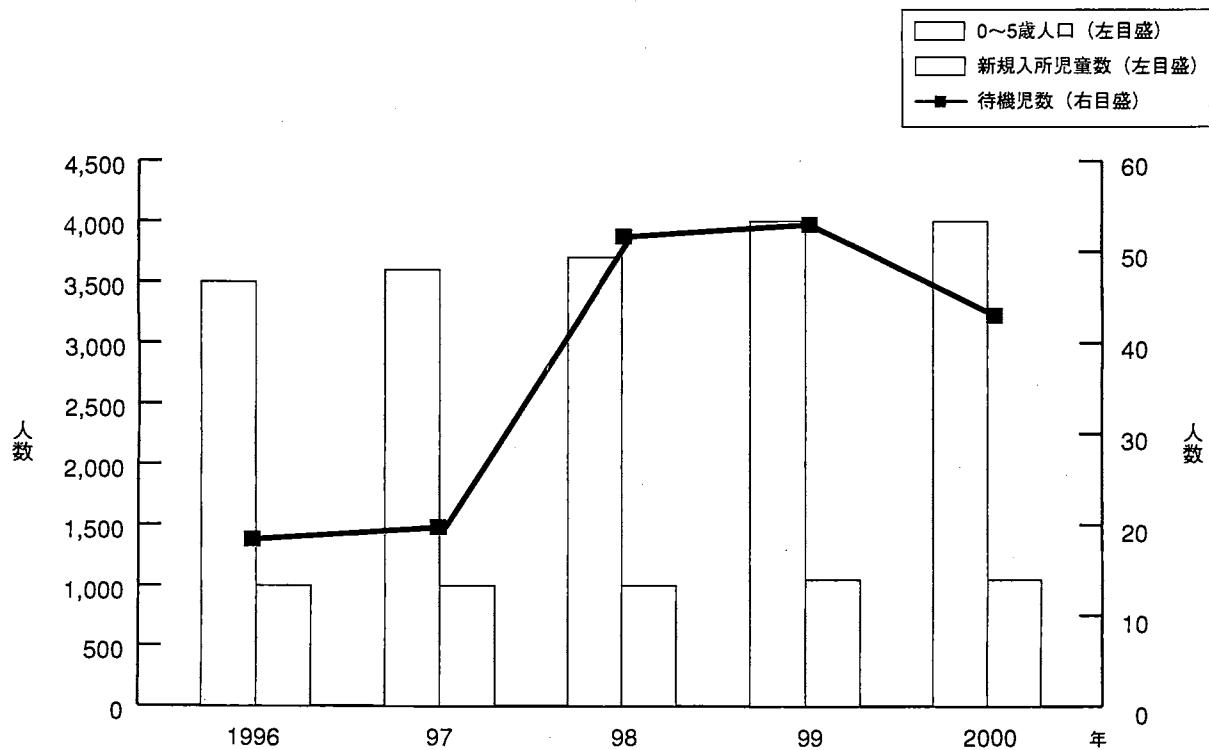
虐待の増加、日常生活における地域社会との関わりの希薄化等の問題が生じています。

特に、ここ数年来女性の社会進出などにより、保育園への入所ができない子どもの数が増加傾向にあり、年度の途中では、百名程度の待機児が発生しています。（下図参照）

このように、子どもを取り巻く社会状況や子育て環境が大きく変化してきているなかで、子どもの発達段階や状況に応じた行政サービスのあり方が課題になっています。

■ 保育園入所・待機児童数の推移

（資料：児童課）



国立市総合基本計画

第四期基本構想 第1次基本計画

出あい・認めあい・支えあい
人間を大切にするまち

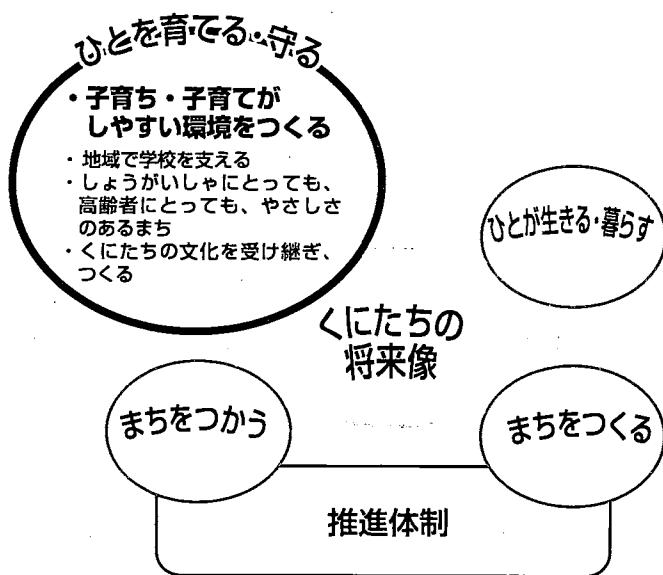


2006年度
(平成18年度)

国 立 市

〈平成18年〉

1. 子育ち・子育てがしやすい環境をつくる



同世代はもちろん、世代を超えて子育ての話をしたり、聞いたりできるような交流の場をつくり、孤立しがちな子育て世代を地域で支えます。また、あらゆる家庭で子育ち・子育てがしやすい環境づくりを目指します。

- ・子どもに関わる施策についての総合窓口を設置します。
- ・子どもに関わる事業に子どもの声を取り入れ、参加・参画の機会を設けます。
- ・子どもの居場所をつくるなど、安全で充実した環境をつくります。
- ・子どもや子育ての情報を得やすくし、子育てのネットワークをつくります。
- ・仕事と両立しながら子育てができるように、職場にも働きかけていきます。

(第四期基本構想)

○次世代を担う子どもたちを支える

■施策の目標

子ども総合計画を推進するとともに、子どもたちの育ちを、親とともに地域のおとなたちや社会全体で支えるしくみを実現し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

■施策の現状と課題

国立市の子ども人口(14歳以下)は、2006(平成18)年1月1日現在で9,588人、総人口に占める割合は13.3%です。その推移を見ると、1975(昭和50)年1月1日現在の子ども人口15,790人(総人口に占める割合24.6%)をピークに年々減少し、1996(平成8)年にいったんは増加傾向に転じました。しかし、2002(平成14)年からは再び緩やかな減少状況にあり、国全体の傾向である少子高齢社会が現実的になってきました。

市立の小中学校を見ると、児童、生徒数が最も多い年で小学校が6,000人(1977年)、中学校が2,820人(1984年)であったものが、近年ではいずれも半数近くに減少しています。

2001(平成13)年の少子化実態調査によれば、いわゆる核家族世帯は86.8%に達し、子どもの人数も「1人」の43.9%と「2人」の42.8%をあわせるとほぼ大半を占めています。少子化傾向の主な理由として「経済的負担が大きい」、「精神的・肉体的負担が大きい」、「住宅が狭い」があげられています。また、子育ての不安や悩みでは「自由な時間がない」、「急な場合に預けるところがない」が大きなものとなっています。

2003（平成15）年8月に開設した子ども家庭支援センターの相談件数は、2003（平成15）年の866件から2004（平成16）年の1,657件と増加の傾向にあります。また、相談件数のうち「児童虐待」に関する相談も他市同様、増加傾向となっています。

国立市においても、虐待は看過できない深刻な状況にあり、今後十分な対策を講ずる必要があります。従来その役割を担ってきた児童相談所が、緊急、深刻なケースのみに特化した虐待への対応を表明していることからも、その対策は急務です。子どもの人数が減っているにもかかわらず、子どもの相談件数が増加している原因は、子育て中の親自身がすでに少子化傾向の社会に育ち、また核家族である場合が多いため、身近な人の応援やアドバイスを受ける機会も少なく、子育て仲間を得にくいくことなど、旧来の日本社会ではあたりまえであったことが、いまや希少なことになったことから生じていると考えられます。

2002（平成14）年の「国民生活基礎調査」によれば、母子家庭の1世帯あたり平均所得金額は243万5千円であり、世帯人員1人あたり平均所得金額は94万円となっています。一般世帯の1世帯あたり平均所得金額602万円、世帯人員1人あたり平均所得金額213万6千円、高齢者世帯の1世帯あたり平均所得金額304万6千円、世帯人員1人あたり平均所得金額195万3千円に比べ、低い水準にとどまっています。

先ごろ、児童扶養手当対象者の現況届けの際に市で行ったアンケートにおいても、直接的な手当ての増額とともに、経済的な理由によると思われる都営住宅などの確保や、教育費の負担の解消などを求める内容が多く見られました。

また、就労支援や子育て支援情報の提供、相談体制の充実、夜間や病時の子どもの見守りサービスの充実といった内容も見られます。

国立市は2005（平成17）年4月から市内すべての保育園で延長保育を実施しています。保育時間については最低基準で8時間を原則とし、家庭の状況等を考慮して保育所長が定めるとされていますが、国の進める次世代育成支援対策（子育て支援）の11時間開所と延長保育によって、午前7時15分から午後7時15分まで子どもを預けられる保育体制は整備されました。しかし、極端な例では月曜日から土曜日まで毎日12時間保育園に預けられるということも考えられ、子どもにとって大切な乳幼児期に必要といわれる親子関係を築くことが可能かどうか疑問に感じられます。

保育は、必要とする子どものための事業であり、子どもの立場に立てば最低基準である8時間保育が基本です。その実現のためには、育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進をはじめ、子育てをしながら安心して働くことができる環境を整備することが必要です。また、仕事と子育て両立支援のために、市民、市内の事業主、市内に働く人等に関係法制度等の広報、情報提供等を行うことも必要です。

子どもたちがのびやかに育つためには、家庭、地域、学校、行政が相互に連携し、親や地域のおとなたちが互いに支えあえるしくみを実現し、子どもの居場所づくりなど安心して子育てができる環境をつくることが大切です。



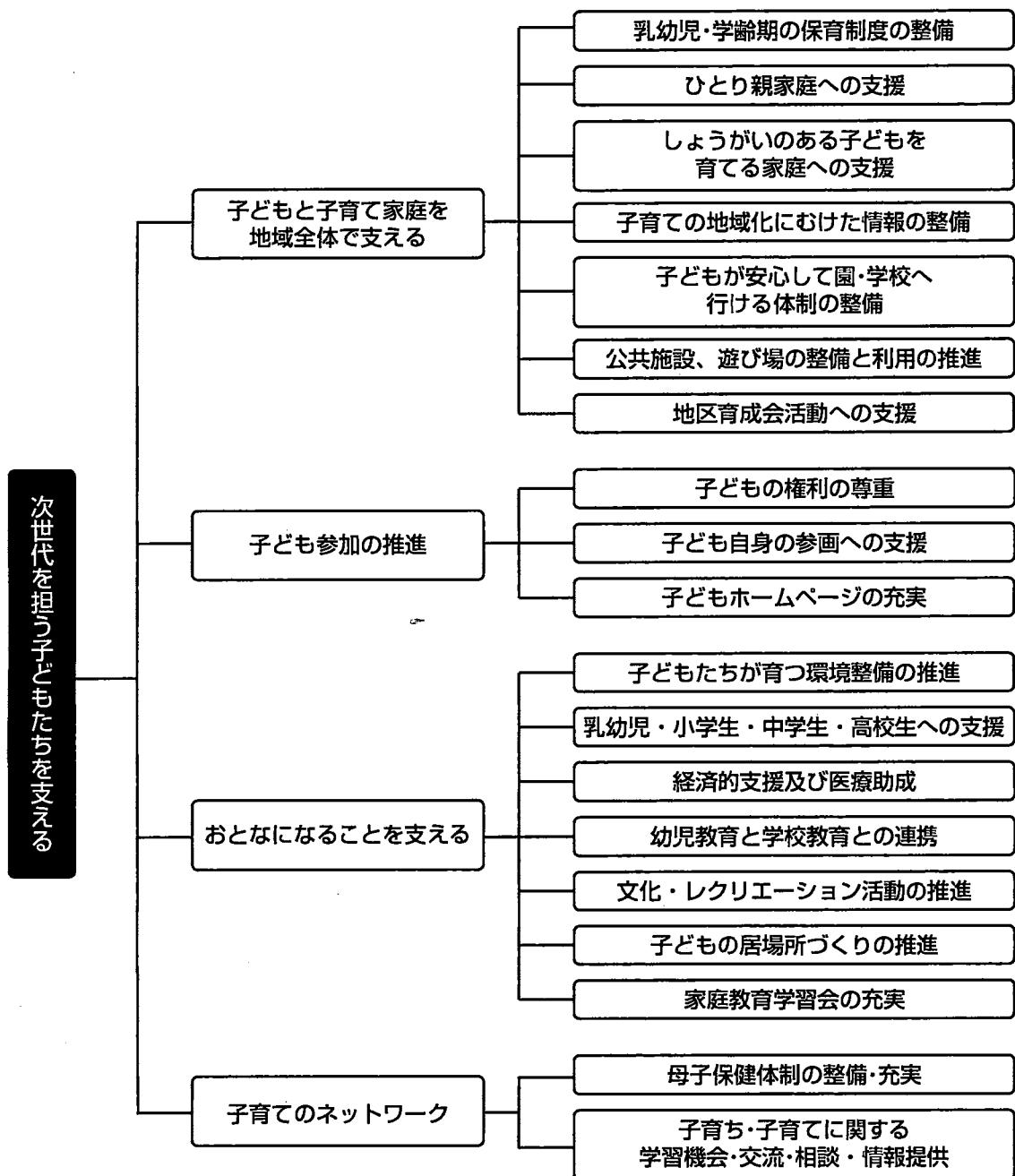
▲保育園へ朝の送りをする支援会員



▲利用会員親子を囲んでの打ち合わせ

ファミリーサポートセンター事業

■施策の体系



■施策の方向

2003（平成15）年3月に策定した「国立市子ども総合計画」には、「子どもたちのキラキラと輝く瞳と明るく元気な笑顔がいつも広がるまち、わたしの可能性を豊かに育てるまち、子どももおとなもわたしらしく伸び伸びと暮らせるまち、国立を創造します。」とあります。

また、2003（平成15）年7月に施行された次世代育成支援対策推進法では、地域のさまざまな子育て支

援サービスの充実とネットワークづくり等の推進など、あらゆる子育てを支援することを規定しており、国立市も2005（平成17）年3月に「国立市次世代育成支援対策行動計画」を策定しました。これらの計画に基づき、さまざまな施策を着実に推進していきます。

(1) 子どもと子育て家庭を地域全体で支える

①乳幼児・学齢期の保育制度の整備

出産直後から小学校入学までの乳幼児期をカバーする多様な保育サービスや子育て支援サービス（一時保育、ファミリーサポートセンター事業等）の充実や、ショートステイ事業など新たなサービスを開始することで、子育てにおける保護者が抱えるさまざまな問題に対応していきます。

②ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の抱える問題に対し、医療、家事、生活資金、心のケア等さまざまな自立にむけた支援を行っていきます。また、「国立市母子家庭等の自立及び子育ち支援基金」を活用して、自立支援のための教育訓練費の助成や交流事業を実施していきます。さらに、東京都の母子支援員制度がなくなり、市の母子自立支援員に移行することから、自立支援事業が停滞することのないよう、スムーズな移行を図っていきます。

③しょうがいのある子どもを育てる家庭への支援

市内全保育園を対象に小児神経科医、心理相談員による巡回相談指導を充実するとともに、しょうがい児保育の研修の充実に努め、保育内容の一層の向上を図っていきます。

④子育ての地域化にむけた情報の整備

ホームページの活用、子育て情報紙の発行等により、子育てに関する情報を提供するとともに、子育て支援団体等と連携し、ネットワークづくりに努めます。

⑤子どもが安心して園・学校へ行ける体制の整備

地区育成会や市の防犯協会等と連携し、子どもが安心して園や学校へ行ける環境づくりを推進していきます。学校においてはサポートチーム設置校の増加を図っていきます。また、不登校、ひきこもりの子どもたちやその保護者への学校のかかわりを充実するため、教育相談担当教員とスクールカウンセラーとの合同研修会や連絡会を開催していきます。

⑥公共施設、遊び場の整備と利用の推進

市内公共施設の一層の開放を進めるとともに、子どもが公共施設を利用できるように制度を改めていきます。また、学校教育構想での校舎建て替えの際の地域開放を目的とする学校の複合施設化の検討などを進めています。

⑦地区育成会活動への支援

地区育成会を通じて、地域の自主活動の充実のための支援をしていきます。

(2) 子ども参加の推進

①子どもの権利の尊重

児童虐待がひろがりを見せる中、子どもの権利擁護や生命の安全を保障する取り組みを強化していきます。そのために市報やホームページ等を通じ、子どもの権利擁護について普及、広報活動の充実を図っていきます。

②子ども自身の参画への支援

子どもホームページの内容の充実を図るとともに、子どもからの意見表明の場などもホームページ上に設けていきます。また、公共施設については、子どもたちが利用しやすくしていきます。

③子どもホームページの充実

子ども参加による子どものためのホームページづくりを行います。

(3) おとなになることを支える

①子どもたちが育つ環境整備の推進

アフタースクール（ほうかごキッズ）の実施校の拡大とプレイパーク事業の市内各所での展開を目指していきます。

また、より一層児童虐待に対応するため、先駆型子ども家庭支援センターへの移行の検討を行い、児童虐待防止や要保護児童支援のためのネットワーク事業を立ちあげます。

②乳幼児・小学生・中学生・高校生への支援

ア) 乳幼児への支援

保育園、幼稚園、保健センター、子育て広場等乳幼児にかかる部署が実施する子育て支援事業の充実を図るとともに、連携を密にし、個々の子どもに対応したサービスの提供に努めます。また、保育園や幼稚園においても入所児童だけでなく、一般の子どもたちを対象にした地域交流や相談事業をより充実させていきます。

保育事業については、待機児の解消に努めるとともに、公立保育園の計画的な施設整備を行っていきます。

イ) 小学生への支援

安全で広々とした遊び場が少なくなっている中で、体験型の遊びとしてプレイパーク事業の市内各所での展開やアフタースクール（ほうかごキッズ）の拡大を目指していきます。

また、児童にも利用しやすい児童館施設を目指した改修や、入所児童数の増加対策としての学童保育所の計画的改修を検討していきます。現在展開中のプレイリーダー養成講座を通してプレイリーダーを育成するとともに、プレイパーク事業やキャンプを中心にボランティアとして活躍する場を提供していきます。

ウ) 中学生・高校生への支援

子どもホームページの充実に努め、中高校生に居場所に関する情報の提供をするとともに、児童館における中高校生対象事業を展開していきます。また、この時期に乳幼児とふれあうことは将来の子育てにつながることであり、できるだけ気軽にふれあえるような場を設定していきます。そのため幼稚園・保育園と連携した体験活動を充実していきます。

③経済的支援及び医療助成

児童手当及び乳幼児医療費助成制度を継続実施していきます。また、小児初期救急医療体制の充実に努めています。

④児童教育と学校教育との連携

幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の乳幼児を対象に事業展開している施設の保育士、教諭と小中学校の教員の交流、連携を推進することで、子どもの育児、教育に一貫性をもたせ、また小中学生と乳幼児のふれあいの場を設けていくことで、将来の子育てへの意識づけを図っていきます。

⑤文化・レクリエーション活動の推進

文化・レクリエーション活動を推進することは、子どもたちのすこやかな成長に重要な役割を担っています。今後も青少年キャンプや育成会活動等を通じて積極的に推進していきます。また、地域等で活躍するリーダーを育成していきます。

⑥子どもの居場所づくりの推進

急速な社会情勢の変化に対応した子どもたちの居場所とは何か、などを調査し、子ども参加による居場所づくりを地域と連携して推進します。

⑦家庭教育学習会の充実

子どもたちは、パソコンや携帯電話を使ってインターネットに精通していることから、これらから得られる有害情報や利用により、非行や犯罪に巻き込まれる危険性が増加している状況があります。

子どもたちの非行、犯罪防止等のために、インターネットなどから得られる情報を正しく選ぶ能力を養成し、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

(4) 子育てのネットワーク

①母子保健体制の整備・充実

妊娠したときから始まる各種の検診、相談、講習会などを充実させるとともに、子育て支援サービスの質的、量的拡大に取り組み、安心で安全なお産とそれに続く子育て支援サービスの充実や、子育てボランティアの養成にも取り組んでいきます。

②子育ち・子育てに関する学習機会・交流・相談・情報提供

子ども家庭支援センターの機能の充実に取り組み、児童虐待へのより的確な対応のため、先駆型子ども家庭支援センターへの移行を検討します。また、育児に関する相談事業、子育て広場の拡充、保育園の園庭開放の充実などを通して、子育て中の親や子が孤独にならず、的確な情報や親子同士の交流が図られるよう支援していきます。

■事業計画

事業名	事業の目標	2005(H17) 年頭末の現況	事業内容
保育サービスの拡充	多様な保育ニーズへの対応	一時保育1箇所	一時保育を拡充し、休日保育について検討する。
子育て短期支援事業	多様な支援ニーズへの対応	未実施	トワイライトステイ事業、ショートステイ事業を検討する。
ファミリーサポートセンター事業	在宅育児支援	1箇所	支援会員、依頼会員を拡大する。
母子家庭への自立支援	自立支援のための教育訓練費の助成、交流事業の実施	未実施	「国立市母子家庭等の自立及び子育ち支援基金」を活用した自立支援事業を実施する。
地区育成会の充実	地域の自主活動の充実		地区育成会が実施する活動を支援する。
子どもホームページの充実	子どもホームページの情報内容の充実	2004(平成16)年8月に公開	子ども参加によるスタッフ会議を毎月開催し、子どもの居場所、遊び場、子どもが利用できる施設などの情報を検討し、ホームページに掲載する。
児童虐待への対応	児童虐待の防止、予防	子ども家庭支援センター 1箇所	虐待等の防止のためのネットワークの立ちあげ、先駆型子ども家庭支援センターへの移行を検討する。
保育園待機児対策	待機児の解消		必要に応じ定員を見直し、待機児の解消を図る。
公立保育園施設整備	保育環境の維持充実	年次計画により実施	年次計画による既存施設の改修、冷房設備の整備を行う。
児童館、学童保育所の整備	児童館、学童保育環境の維持充実	児童館3箇所 学童保育所7箇所	計画的に改修を実施する。
遊び場の提供	豊かな遊びの提供	放課後遊び場対策事業 小学校2校、ブレイパーク事業1箇所	放課後遊び場対策事業（ほうかごキッズ）を拡大し、ブレイパーク事業を市内数箇所で試験的に実施する。
家庭教育学会の充実	メディア・リテラシー教育の充実	未実施	子どもたちがインターネットから得られる情報を正しく選ぶ能力を身につけるための、親を対象とした学習会を地域と連携して開催する。



国 市 総合基本計画

第四期基本構想
第2次基本計画



2011年度
(平成23年度)

国 市

〈平成23年〉

施策

1

子育ち・子育てのしやすい 環境づくりの推進

子育ち・子育てしやすい環境の中、保護者がいきいきと地域の中で子育てをしています。子どもたちが心身ともに健やかに育っています。

施策の目標

- 子育てしやすい環境を整えます。
- 児童虐待を減らします。
- 子どもの成長に関する悩みや不安への対応を強化します。

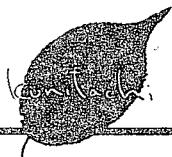
◆2015（平成27）年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	子育てしやすい環境が整っていると思う市民の割合*	57.8%	67.0%
イ	児童虐待新規発生件数 [年間]	9件	5件
ウ	子どもの成長に関して悩みや不安を抱えており、身近に相談相手がない保護者の割合	5.3%	3.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査において、「子育てしやすい環境が整っていると考えている」と回答した市民の割合を、市民の3人に2人の水準まで引き上げることを目標としました。
- イ. 防止対策に努め、虐待を減らす一方で、起きてしまっている虐待については早期発見に努めます。件数は5件に収めることを目標としました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査において、子どもの成長に関して悩みや不安を抱えており、身近に相談相手がないと回答した保護者の割合を現状の半数近くまで減少させることを目標としました。

*：「思う」または「思わない」と回答した市民に対する「思う」と回答した市民の割合です。（「わからない」の回答や「回答不明」の場合は除いています）



施策の現状と課題

少子化や経済状況の悪化など社会経済環境の変化により、保護者の就労と子育ての両立を支援する施策（人的施策及び経済的支援）はますます需要が増しています。また、国立市においても核家族化は今や当たり前の状況であり、子育てに行政や地域住民の支援が欠かせない状況となっています。今後もこのような傾向が続くと考えられ、関係機関と連携した対応が求められています。

また、児童虐待は子どもの命に関わる重大な事案であり、その防止及び早期発見は地域社会全体の重要な課題となっています。

引き続き、「子ども総合計画」に基づき、放課後子どもプランのさらなる充実や幼保一元化への対応の検討など多様な子育て環境の整備に努めるとともに、子どもや親の交流機会の促進を図るなど、地域で安心して子育てが出来るよう取り組む必要があります。子どもや親の交流機会の促進については、地域子育て講座の開催、子育てグループづくり支援を継続的に実施する必要があります。児童虐待の防止及び早期発見のためには、地域の協力をはじめとした子育てネットワークの一層の整備・充実を図る必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

子育ち・子育てのしやすい環境づくりの推進

（1）子どもと子育て家庭を地域で支える

- ◎乳幼児・学童の保育制度を整備します。
- ◎ひとり親家庭への支援を行います。
- ◎しうがいのある子どもを育てる家庭への支援を行います。
- ◎外国籍の子どもを育てる家庭への支援を行います。
- ◎子育ての地域化に向けた情報の整備を行います。
- ◎子どもが安心して園・学校へ行ける体制の整備を行います。
- ◎子育てに配慮した住環境等の整備を行います。
- ◎地域での支援者となる保育・教育関係者の研修を行います。
- ◎公共施設・遊び場の整備と利用の推進をします。

（2）子ども参加の推進

- ◎子どもの権利を尊重します。
- ◎子ども自身の参画への支援を行います。

（3）おとなになることを支える

- ◎子どもたちが育つ環境整備を推進します。
- ◎乳幼児、小学生、中学生、高校生への支援を行います。
- ◎学生、勤労青年への支援を行います。
- ◎経済的支援及び医療助成を行います。
- ◎幼児教育・学校教育との連携を図ります。

(4) 子育てのネットワーク

母子保健をはじめとした子ども家庭支援ネットワークの整備・充実を図ります。
子育ち・子育てに関する学習機会・交流・相談・情報提供を行います。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】 親としての自覚と責任を持つ。

子どもとして自分らしく伸びやかに育つ。

【地 域】 子育て世帯へ地域での見守りを行う。

子育て仲間づくりを担う。

【市】 子育て世帯で抱える問題解決の支援を行う。(相談体制の整備、就労と子育ての両立支援、育児疲れ解消の支援、子育て仲間づくりと場の提供、医療・教育に係る経済的支援)

【国・都】 医療・教育が受けやすい制度づくりを行う。

財源措置を基にした少子化対策を行う。

施策の目標を達成するための基本事業

保育園待機児対策

子育て短期支援事業（ショートステイ）

医療費助成事業

放課後子ども教室推進事業

児童虐待防止事業

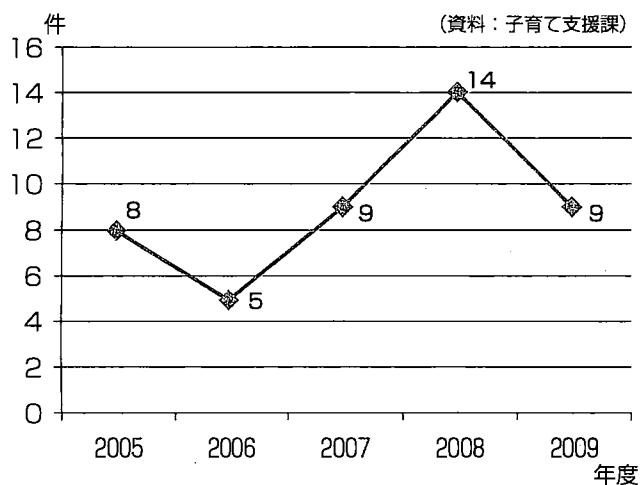
国立市子ども総合計画

国立市次世代育成支援対策行動計画

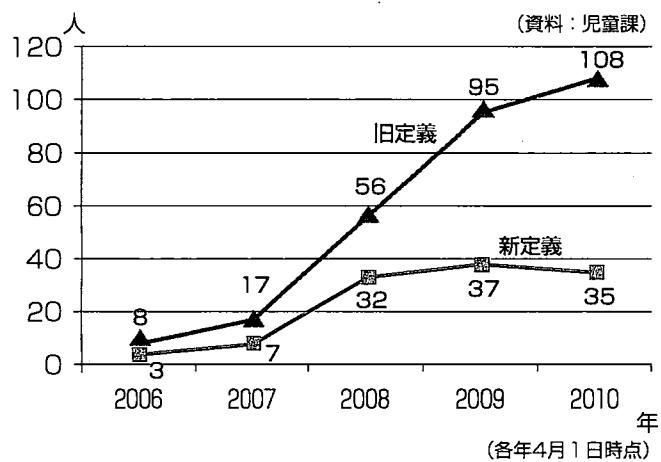
国立市保育計画

参考データ

国立市の児童虐待新規発生件数



国立市保育所待機児童数の推移



*新定義待機児童は、旧定義待機児童のうち、認証保育所・保育室・家庭福祉員に入所している児童、特定の保育所（第1希望保育所等）のみ入所申込みをしている児童を除いた児童数です。2009年からは保護者の求職を要件としている児童も除いています。

2. 計画の概要

(1) 計画の対象

本計画の対象は、国立市在住の0歳～18歳の子どもといたします。

(2) 計画の期間

「国立市総合基本計画」との整合性を図るため、計画の期間は平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。

